

業務用多用途型ガスパッケージ契約 (選択約款)

東京地区等

令和4年9月1日実施

東京瓦斯株式会社

ガス小売事業者登録番号：A0020

目 次

1. 対象となるお客さま
2. 選択約款の変更
3. 用語の定義
4. 適用条件
5. 契約の締結および契約期間
6. 使用量の算定
7. 料金
8. 料金の支払方法
9. 延滞利息
10. 第1単位料金および第2単位料金の調整
11. 契約の精算額
12. 契約最大時間流量超過時の取扱い
13. 契約最大需要月使用量超過時の取扱い
14. 名義の変更
15. 債権譲渡の禁止
16. 契約の変更または解約
17. 契約の変更または解約に伴う契約最大時間流量超過精算額または契約最大需要月使用量超過精算額の差額精算
18. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額
19. 緊急調整時の措置
20. その他

付則

別表

1. 対象となるお客さま

この選択約款は、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款の供給区域で「東京地区等」に位置付けられ、かつ、4の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。なお、この選択約款は、当社のガス基本約款とあわせて適用いたします。

2. 選択約款の変更

(1) 当社は、当社が定めるガス基本約款または一般ガス供給約款を変更した場合、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款が変更された場合、法令の改正によりこの選択約款の変更の必要が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、変更後の規定の内容および変更の効力発生日(原則として料金にかかわる条件は変更の直後の検針日の翌日、その他の供給条件は変更を行った日)を(2)および(3)に従ってあらかじめお客さまに周知のうえ、この選択約款を変更することがあります。変更の効力発生日以降の供給条件は、変更後の選択約款によるものとします。

(2) 選択約款の変更にともない、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。

供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示その他当社が適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項および変更の効力発生日のみを説明し、記載します。

契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項、変更の効力発生日ならびに供給地点特定番号を記載します。

(3) 選択約款の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更や、選択約款の実質的な変更をともしない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要および変更の効力発生日のみを書面を交付することなくインターネット上での開示その他の適切な方法により

説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

この選択約款およびガス基本約款にもとづくガス需給契約（以下「ガス需給契約」といいます。）において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「給湯設備」とは、エネルギー源としてガスを使用し、温水または蒸気を作る機能を有する燃焼機器をいいます。
- (2) 「厨房設備」とは、エネルギー源としてガスを使用する調理用機器をいいます。
- (3) 「空調用設備」とは、エネルギー源としてガスを使用する空調用熱源機をいいます。
- (4) 「契約最大時間流量」とは、契約期間における1時間あたりの最大の使用予定量をいいます。
- (5) 「契約月別使用量」とは、契約期間における各料金算定期間の使用予定量をいいます。なお、各料金算定期間は、その各料金算定期間の末日が属する月をもって表示いたします。
- (6) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (7) 「契約年間引取量」とは、契約期間においてお客さまが引取らなければならない量をいいます。
- (8) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除したものをいいます。この場合、その計算の結果、1立方メートル未満の端数が生じた場合にはその端数を切り捨てます。
- (9) 「最大需要期」とは、1月の定例検針日が料金算定期間の末日となる料金算定期間から4月の定例検針日が料金算定期間の末日となる料金算定期間をいいます。
- (10) 「契約最大需要月使用量」とは、契約期間における最大需要期の契約月別使用量のうち最も大きいものをいいます。
- (11) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示いたします。この場合、その計算の結果、小数点以下の端数が生じた場合にはその端数を切り捨てます。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約月平均使用量}}{\text{最大需要期の1か月あたり平均契約使用量}} \times 100$$

- (12) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (13) 「消費税率」とは、消費税法の規定にもとづく税率に地方税法の規定にもとづく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款に記載する料金は、消費税率を10パーセントとして算定した消費税等相当額を含んでおり、消費税率が改定された場合、改定後の税率にもとづき算定します。
- (14) 「第1単位料金」とは、10に規定する基準第1単位料金または調整第1単位料金をいいます。
- (15) 「第2単位料金」とは、10に規定する基準第2単位料金または調整第2単位料金をいいます。
- (16) 「ガス小売事業者」とは、ガス事業法第2条第3項に規定される事業者をいいます。
- (17) 「一般ガス導管事業者」とは、ガス事業法第2条第5項に規定される事業を営む一般ガス導管事業者としての東京ガス株式会社をいいます。なお、令和4年4月以降は、東京ガスネットワーク株式会社をいいます。
- (18) 「託送供給約款」とは、ガス事業法第2条第6項に規定される一般ガス導管事業者がガス事業法第48条に従い定める託送供給約款をいい（変更があった場合には、変更後のものをいいます。）、本約款においては一般ガス導管事業者の小売託送供給約款（需要場所で払い出す託送供給）をいいます。
- (19) 「スイッチング」とは、同一の需要場所かつ同一のお客さまについて、検針日とその検針日の翌日を境にガス小売事業者が変更されることをいいます。

4. 適用条件

この選択約款は、次のすべての条件を満たし、当社との協議が整ったお客さまに適用いたします。

- (1) 給湯設備および空調用設備（廃熱を利用する給湯等の付加機

- 能を有する機器を含みます。)を使用すること。
- (2) 別表第2に定める機器群のうち、3以上の群について、それぞれ1台以上の厨房設備を使用すること。
 - (3) 給湯設備の全定格出力が30kW以上であること。
 - (4) 空調用設備の冷房時全定格出力が20kW以上であること。
 - (5) 契約年間使用量が50万立方メートル未満であること。
 - (6) 契約最大時間流量が6立方メートル以上であること。
 - (7) 契約年間使用量が契約最大時間流量の900倍以上であること。
 - (8) 契約月平均使用量が2,500立方メートル以上であること。
 - (9) 契約年間引取量が契約年間使用量の70パーセント以上であること。
 - (10) 契約年間負荷率が75パーセント以上であること。
 - (11) 同一需要場所において他の選択約款(付帯契約型を選択約款を除きます。)または一般ガス供給約款にもとづく契約を締結していないこと。
 - (12) 当社が(1)から(4)の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾すること。
 - (13) 当社または一般ガス導管事業者が不測の需給逼迫等の緊急時において必要と認めた場合には、緊急調整(供給の制限または中止)に応じられる需要であること。

5. 契約の締結および契約期間

- (1) この選択約款にもとづく契約の締結を希望されるお客さまは、当社と協議のうえ、適用する料金その他の供給条件を定めた契約を契約開始の前日までに当社と締結していただきます。ただし、契約開始日の前日から起算して15日空けた日までに、お客さまと当社にて契約締結の意思確認をするものとします。
- (2) お客さまが、新たにこの選択約款にもとづく契約の締結を申し込む場合、またはその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、当社に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、当社はその使用計画にもとづき、お客さまの過去の実績、同一業種の操業度、および使用設備の内容等を参考にして、

お客さまとの協議により次の契約使用量等を定めるものといたします。

契約最大時間流量

契約最大需要月使用量

契約年間使用量

契約年間引取量

契約月平均使用量

契約月別使用量

- (3) 契約期間は原則として1年間とし、契約に定めます。ただし、契約期間満了に先立ってお客さまと当社の双方が契約内容について異議のない場合には、契約は1年間延長するものとし、以後これにならうものといたします。
- (4) 当社は、この選択約款または他の選択約款にもとづく契約をその契約期間満了前に解約されたお客さまから、同一需要場所においてこの選択約款にもとづく契約の申し込みがなされた場合であって、その契約の開始日が当該解約の日から1年に満たない日となる場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに終了しているものを含みます。）の料金または延滞利息を、それぞれの契約に定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款にもとづく契約の申し込みを承諾できないことがあります。

6. 使用量の算定

- (1) 一般ガス導管事業者はあらかじめ定めた日に、毎月一度検針を行い、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みによりガス量を算定し、当社に通知します。当社は、原則として一般ガス導管事業者が当社に通知したガス量を、お客さまの使用量とし、お客さまにインターネット上での開示その他当社が適当と認める方法で通知するものとします。
- (2) 当社は原則として負荷計測器により、1時間あたりの最大の使用量（以下「実績最大時間流量」といいます。）を算定いたし

ます。ただし、負荷計測器の故障等の場合には、当社とお客さまの協議によりその月における実績最大時間流量を算定いたします。

(3) 負荷計測器取付関係工事費はお客さま負担といたします。

7. 料金

(1) 当社は、別表の料金表を適用して、6の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。

(2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数の金額を切り捨てます。

(3) 料金は、ガス基本約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して30日以内にお支払いいただきます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目（以下「支払期限日」といいます。）がガス基本約款に規定する休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

(4) お客さまと当社との協議により当社が継続して当社との他の契約の料金と一括して請求することとした場合の支払期限日は、(3)の規定にかかわらず、ガス基本約款の規定によるものといたします。

(5) お客さまが新たにガスのご使用を開始した日と契約開始日が同日の場合は、ガス基本約款18の規定にもとづき日割計算を行います。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。

(6) お客さまの都合や契約違反によりこの選択約款にもとづく契約を契約期間中に解約した場合、またはガスの使用を一時停止した場合、その月の基本料金は(1)の規定にもとづき算定した1か月あたりの基本料金全額といたします。

8. 料金の支払方法

(1) ガスをご使用になるお客さまは、料金(9の規定による延滞利息を含みます。)を毎月お支払いいただきます。

(2) 料金(9の規定による延滞利息および11、18の規定による精算額を含みます。)は、(3)の場合を除き、口座振替または払込みいずれかの方法によりお支払いいただきます。

(3) ガス基本約款32(1) および に規定する料金または延滞利

息は、原則として払込みの方法によりお支払いいただきます。

9. 延滞利息

- (1) お客さまが、支払期限日を経過してもなお料金を支払われない場合は、当社は、ガス基本約款 26(1) に関わらず、支払期限日の翌日から支払いの日までの期間に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落とした場合には延滞利息は申し受けません。
- (2) 延滞利息は、次の算式により算定して得た金額といたします。なお、本体料金は、料金からその料金に含まれる消費税等相当額を除いたものといたします。

算定の対象となる本体料金 × 支払期限日の翌日から支払いの日までの日数 × 0.0274 パーセント（1円未満の端数切り捨て）

（備考）

消費税等相当額の算定方法は、別表第 1(4) のとおりといたします。

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後の支払義務が発生する料金とあわせてお支払いいただきます。
- (4) 延滞利息の支払期限日は、(3) の規定にもとづきあわせてお支払いいただく料金の支払期限日と同じといたします。

10. 第 1 単位料金および第 2 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2) により算定した平均原料価格が(2) に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準第 1 単位料金および基準第 2 単位料金に対応する調整第 1 単位料金および調整第 2 単位料金を算定いたします。この場合、基準第 1 単位料金および基準第 2 単位料金に替えてその調整第 1 単位料金および調整第 2 単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整第 1 単位料金および調整第 2 単位料金の適用基準は、別表第 1(5) のとおりといたします。

平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\begin{aligned} & \text{調整第 1 単位料金 (1 立方メートルあたり)} \\ & = \text{基準第 1 単位料金} + 0.081 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times \\ & \quad (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{調整第 2 単位料金 (1 立方メートルあたり)} \\ & = \text{基準第 2 単位料金} + 0.081 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times \\ & \quad (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\begin{aligned} & \text{調整第 1 単位料金 (1 立方メートルあたり)} \\ & = \text{基準第 1 単位料金} - 0.081 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times \\ & \quad (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{調整第 2 単位料金 (1 立方メートルあたり)} \\ & = \text{基準第 2 単位料金} - 0.081 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times \\ & \quad (1 + \text{消費税率}) \end{aligned}$$

(備考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨て。

(2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

基準平均原料価格 (トンあたり)

57,250 円

平均原料価格 (トンあたり)

別表第 1 (5) に定められた各 3 か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたり L N G 平均価格 (算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。) およびトンあたり L P G 平均価格 (算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入し 10 円単位といたします。) をもとに次の算式で算定し、算定結果の 10 円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が 156,200 円以上となった場合は、156,200 円といたします。

$$\begin{aligned} & \text{平均原料価格} \\ & = \text{トンあたり LNG 平均価格} \times 0.9479 \\ & \quad + \text{トンあたり LPG 平均価格} \times 0.0546 \\ & \text{原料価格変動額} \end{aligned}$$

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

- a. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\begin{aligned} & \text{原料価格変動額} \\ & = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格} \end{aligned}$$

- b. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\begin{aligned} & \text{原料価格変動額} \\ & = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格} \end{aligned}$$

11. 契約の精算額

この選択約款にもとづく契約に関する精算額は、最大時間流量倍率未達精算額、年間負荷率未達精算額、契約年間引取量未達精算額、契約最大時間流量超過精算額および契約最大需要月使用量超過精算額とし、当社は、それぞれの精算額を、原則として、当該それぞれの未達または超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。ただし、次の(1)、(2)および(5)が重複して生じた場合には、いずれか高いものを申し受けるものといたします。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(1) 最大時間流量倍率未達精算額

お客様の契約期間における実績使用量（以下「実績年間使用量」といいます。）が、契約最大時間流量の 900 倍未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大時間流量倍率未達精算額といたします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{最大時間流量倍率未達精算額} = \left(\left[\begin{array}{l} \text{契約最大時間} \\ \text{流量の900倍} \\ \text{に相当する年} \\ \text{間使用量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right) \times \left[\begin{array}{l} \text{契約に定める契約月別使} \\ \text{用量に各月の単位料金を} \\ \text{乗じたものの合計額を契} \\ \text{約年間使用量で除し、小} \\ \text{数点以下第3位を四捨五} \\ \text{入した額} \times 2 \end{array} \right]$$

なお、この未達精算額は、当該契約期間に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量をもとに一般ガス供給約款（東京地区等）の規定にもとづき算定した料金総額をこえない範囲で算定するものとしたします。

（備考）

(1)、(2)および(3)の算式中の「契約月別使用量に各月の単位料金を乗じたもの」は以下の算式にもとづいて算定します。

契約月別使用量が0立方メートルから11,600立方メートルの場合

第1単位料金 × 契約月別使用量

契約月別使用量が11,600立方メートルをこえる場合

第1単位料金 × 11,600

+ 第2単位料金 × (契約月別使用量 - 11,600)

(2) 年間負荷率未達精算額

お客様の実績年間負荷率〔(契約期間における1か月あたり平均実績使用量 / 契約期間における最大需要期の1か月あたり平均実績使用量) × 100をいいます。〕が75パーセント未満の場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達精算額といたします。ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、下記算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものとしたします。

$$\text{年間負荷率未達精算額} = \left(\left[\begin{array}{l} \text{負荷率75パー} \\ \text{セントに相当} \\ \text{する年間使用} \\ \text{量} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{実績年間} \\ \text{使用量} \end{array} \right] \right) \times \left[\begin{array}{l} \text{契約に定める契約月別使} \\ \text{用量に各月の単位料金を} \\ \text{乗じたものの合計額を契} \\ \text{約年間使用量で除し、小} \\ \text{数点以下第3位を四捨五} \\ \text{入した額} \times 2 \end{array} \right]$$

なお、この未達精算額は、当該契約期間に支払われた基本料金および従量料金の総額とこの未達精算額との合計額が、上記の実績年間使用量をもとに一般ガス供給約款（東京地区等）の規定にもとづき算定した料金総額をこえない範囲で算定するものといたします。

（備考）

負荷率 75 パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の 1 か月あたり平均実績使用量に 0.75 を乗じ、その量を 12 倍したものといたします。

（3）契約年間引取量未達精算額

お客様の実績年間使用量が契約年間引取量に満たない場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達精算額といたします。

$$\text{契約年間引取量未達精算額} = \left(\left[\text{契約年間引取量} \right] - \left[\text{実績年間使用量} \right] \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{契約に定める契約月別使用量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点以下第3位を四捨五入した額} \end{array} \right)$$

（4）契約最大時間流量超過精算額

お客様の最大需要期の実績最大時間流量が契約最大時間流量の 105 パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）をこえた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大時間流量超過精算額といたします。ただし、当該実績最大時間流量が契約最大時間流量の 130 パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）以下であって、12（1）の規定が適用される場合を除きます。

$$\text{契約最大時間流量超過精算額} = \left(\left[\text{実績最大時間流量} \right] - \left[\text{契約最大時間流量} \times 1.05 \right] \right) \times \left(\left[\frac{\text{流量基本料金}}{\text{単価相当額}} \times 1.1 \right] \times 12 \right)$$

なお、契約期間中に契約最大時間流量超過精算額を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によ

って算定する金額が、すでに申し受け、または申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差額を契約最大時間流量超過精算額といたします。

(5) 契約最大需要月使用量超過精算額

お客様の契約期間における最大需要期のいずれかの月における実績使用量（以下「実績最大需要月使用量」といいます。）が契約最大需要月使用量の 105 パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）をこえた場合には、当社がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大需要月使用量超過精算額といたします。ただし、当該実績最大需要月使用量が契約最大需要月使用量の 130 パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）以下であって、13(1)の規定が適用される場合を除きます。

$$\text{契約最大需要月使用量超過精算額} = \left(\left(\text{実績最大需要月使用量} \right) - \left(\text{契約最大需要月使用量} \times 1.05 \right) \right) \times \left(\left(\text{最大需要月基本料金単価相当額} \times 1.1 \right) \times 12 \right)$$

なお、契約期間中に契約最大需要月使用量超過精算額を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、上記算式によって算定する金額が、すでに申し受け、または申し受けることが確定している金額をこえている場合に限り、その差額を契約最大需要月使用量超過精算額といたします。

12. 契約最大時間流量超過時の取扱い

(1) 契約期間中における実績最大時間流量が契約最大時間流量の 105 パーセントに相当する量（小数点以下切り上げ）をこえた場合には、原則として当該実績最大時間流量を下限として次の契約期間における契約最大時間流量を定めます。

(2) 当社は、 または の場合には(1)の規定を適用いたしません。

契約期間満了に伴ってこの選択約款にもとづく契約を終了する場合

当社がやむをえないと判断した場合

13. 契約最大需要月使用量超過時の取扱い

- (1) 契約期間中における実績最大需要月使用量が契約最大需要月使用量の 105 パーセントに相当する量(小数点以下切り上げ)をこえた場合には、原則として当該実績最大需要月使用量を下限として次の契約期間における契約最大需要月使用量を定めます。
- (2) 当社は、 または の場合には(1)の規定を適用いたしません。

契約期間満了に伴ってこの選択約款にもとづく契約を終了する場合

当社がやむをえないと判断した場合

14. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの選択約款にもとづく契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は当該契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

15. 債権譲渡の禁止

お客さままたは当社は、相手方の書面による承諾を得ることなく、この選択約款および需給契約により発生する権利および義務を第三者に譲渡、移転または担保の用に供してはならないものとします。

16. 契約の変更または解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合は、双方協議してこの選択約款にもとづく契約を変更または解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合は、お客さまのお申し出にもとづき、この選択約款にもとづく契約を解約することができるものといたします。
- (3) お客さまに契約違反があった場合(4の適用条件を満たさなくなった場合および11の精算額の対象に繰り返し該当している場合を含みます。)には、当社はこの選択約款にもとづく契約を解約することができるものといたします。なお、4の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは、当社にただちにその旨を連絡していただきます。

- (4) この選択約款にもとづく契約が解約された場合、当社はその解約の日の翌日にお客さまから一般ガス供給約款にもとづく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。
- (5) お客さまがスイッチングによりこの選択約款にもとづく契約を解約する場合(契約満了月をもって解約する場合を含みます。)には、あらかじめ解約希望日(定例検針日といたします。)を定めて、その45日前までに当社に通知していただくことで、解約希望日に解約できるものとします。ただし、当社が必要と判断した場合は、当社の定める書式を用いて通知していただくものとします。なお、変更後のガス小売事業者が一般ガス導管事業者を介して当社にお客さまの解約を通知できる場合には、お客さまから当社への通知は必要ありません。

17. 契約の変更または解約に伴う契約最大時間流量超過精算額または契約最大需要月使用量超過精算額の差額精算

この選択約款にもとづく契約の変更または解約が生じた場合であって、契約変更月もしくは解約の日が属する月以前に契約最大時間流量超過精算額または契約最大需要月使用量超過精算額を申し受け、または申し受けることが確定している場合には、または の場合を除き、各精算額算定式のうち「12」とあるのを「契約開始の日が属する月から解約の日が属する月までの月数」として当該それぞれの精算額を算定しなおして差額精算いたします。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

16(1)の規定による契約の変更または解約であって当社がやむをえないと判断しない場合

16(3)の規定による解約の場合

18. 契約の解約に伴う契約中途解約精算額

- (1) 当社は、契約の解約が または の場合を除き、(2)または(3)の規定にもとづき契約中途解約精算額を申し受けます。なお、精算額計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

16(1)の規定による契約の解約であって当社がやむをえないと判断した場合

16(2)の規定による解約の場合

- (2) 新たにこの選択約款にもとづく契約を締結しない場合には、

当社は解約の日が属する月に、次の算式によって算定する契約中途解約精算額を申し受けます。なお、新たに他の選択約款にもとづく契約を締結する場合には、(3)の規定によるものといたします。

$$\text{契約中途解約精算額} = \left[\begin{array}{l} 1 \text{ か月あたりの} \\ \text{基本料金相当額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{解約日の属する月の翌月から契} \\ \text{約終了月までの残存月数} \end{array} \right]$$

(3) 新たにこの選択約款にもとづく契約を締結する場合であって、解約日の翌日から契約最大時間流量もしくは契約最大需要月使用量をそれまでの契約量より減少する新たな契約を締結する場合または新たに他の選択約款にもとづく契約を締結する場合には、当社は解約の日が属する月に、次の算式によって算定される契約中途解約精算額を申し受けます。なお、適用区分によって料金表が変わる契約を新たに締結する場合は、料金表 A を適用して新契約の基本料金相当額を算定するものとします。

$$\text{契約中途解約精算額} = \left[\begin{array}{l} \text{前契約の1か月} \\ \text{あたりの基本料} \\ \text{金相当額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{新契約の1か月} \\ \text{あたりの基本料} \\ \text{金相当額} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{解約日の属する} \\ \text{月の翌月から前} \\ \text{契約終了月まで} \\ \text{の残存月数} \end{array} \right]$$

19. 緊急調整時の措置

当社は、お客さまに緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引く場合があります。また、11の契約の精算額については、双方協議して算定するものといたします。

(1)

$$\text{定額基本料金割引額} = \text{定額基本料金} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1 \text{ 時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$$

(2)

$$\text{流量基本料金割引額} = \text{流量基本料金単価} \times \text{契約最大時間流量} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1 \text{ 時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$$

(3)

$$\begin{array}{l} \text{最大需要月} \\ \text{基本料金} \\ \text{割引額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{最大需要} \\ \text{月基本料金} \\ \text{単価} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{契約最大需} \\ \text{要月使用量} \end{array} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1 \text{ 時間あたりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$$

20. その他

その他の事項については、ガス基本約款を適用いたします。

付則

1.実施の期日

この選択約款は令和4年9月1日から実施いたします。

2.「10.第1単位料金および第2単位料金の調整」(2) 156,200円(以下「調整上限」という)について

調整上限は、令和4年3月から5月までの平均原料価格の1.6倍としております。また、各月の平均原料価格が継続して調整上限以上となることが見込まれる場合等には、「2.選択約款の変更」の規定により、見直すことがあります。

(別表第1)

料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金、流量基本料金および最大需要月基本料金の合計といたします。流量基本料金は流量基本料金単価に契約最大時間流量を乗じた額、最大需要月基本料金は最大需要月基本料金単価に契約最大需要月使用量を乗じた額といたします。

(備考)

上記の基本料金の算定式は次のとおりとなります。

基本料金

= 定額基本料金

+ 流量基本料金単価 × 契約最大時間流量

+ 最大需要月基本料金単価 × 契約最大需要月使用量

- (3) 従量料金は、基準第1単位料金および基準第2単位料金、または10の規定により調整第1単位料金および調整第2単位料金を算定した場合は、その調整第1単位料金および調整第2単位料金に使用量を用いて以下の算定式のとおり算定いたします。

(算定式)

使用量が0立方メートルから11,600立方メートルの場合

従量料金

= 第1単位料金 × 使用量

使用量が11,600立方メートルをこえる場合

従量料金

= 第1単位料金 × 11,600 + 第2単位料金 × (使用量 - 11,600)

- (4) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額

= 料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率) (1円未満の端数切り捨て)

- (5) 調整第1単位料金および調整第2単位料金の適用基準は次の

とおりといたします。

料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整第1単位料金および調整第2単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が2月1日から2月末日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整第1単位料金および調整第2単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整第1単位料金および調整第2単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格にもとづき算定した調整第1単位料金および調整第2単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整第1単位料金および調整第2単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整第1単位料金および調整第2単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整第1単位料金および調整第2単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整第1単位料金および調整第2単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整第1単位料金および調整第2単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整第1単位料金および調整第2単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格にもとづき算定した調整第1単位料金および調整第2単位料金を適用いたします。

料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格にもとづき算定した調整第1単位料金および調整第2単位料金を適用いたします。

(別表第2)

厨房設備として適用対象とする機器

| | | |
|-----|------------|--|
| 第1群 | コンロ・レンジ類 | コンロ、台付コンロ、中華レンジ、スープレンジなど |
| 第2群 | オープン類 | オープン、スチームコンベクションオープン、ベーカリーオープンなど |
| 第3群 | フライヤー類 | フライヤーなど |
| 第4群 | 炊飯器・ゆで麺器類 | 炊飯器、ゆで麺器、そば釜など |
| 第5群 | 焼物器・加熱調理器類 | 焼物器、餃子焼器、ホットプレート、グリドル、サラマングー、回転釜、ティルティングパン、ブレージングパン、スープケトルなど |
| 第6群 | 食器洗浄機類 | 食器消毒保管庫、消毒槽、洗浄機など |

(別表第3)

料金表

(1) 定額基本料金

| | |
|--------|--------------------------------|
| 1か月につき | 14,520.00 円 (消費税等相当額を含みます。) |
|--------|--------------------------------|

(2) 流量基本料金単価

| | |
|------------|-----------------------------|
| 1立方メートルにつき | 440.74 円 (消費税等相当額を含みます。) |
|------------|-----------------------------|

(3) 最大需要月基本料金単価

| | |
|------------|---------------------------|
| 1立方メートルにつき | 6.06 円 (消費税等相当額を含みます。) |
|------------|---------------------------|

(4) 基準第1単位料金

| | |
|------------|----------------------------|
| 1立方メートルにつき | 63.48 円 (消費税等相当額を含みます。) |
|------------|----------------------------|

(5) 基準第2単位料金

| | |
|------------|----------------------------|
| 1立方メートルにつき | 64.17 円 (消費税等相当額を含みます。) |
|------------|----------------------------|

(6) 調整第1単位料金

(4)の基準第1単位料金をもとに、10の規定により算定した1立方メートルあたりの第1単位料金といたします。

(7) 調整第2単位料金

(5)の基準第2単位料金をもとに、10の規定により算定した1立方メートルあたりの第2単位料金といたします。

MEMO